



新電波型式での免許申請書の書きかた

IC-706MKIIG IC-706MKIIGM IC-706MKIIGS

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。
新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。

周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式	周波数帯	空中線電力	電波の型式
1.9M	100 ^{注1/注3}	A1A	1.9M	50 ^{注1}	A1A	3.5M	10	4HA
3.5M	100 ^{注1/注3}	3HA	3.5M	50 ^{注1}	3HA	3.8M	10	4HD
3.8M	100 ^{注1/注3}	3HD	3.8M	50 ^{注1}	3HD	7M	10	4HA
4.630k	100 ^{注1/注3}	A1A	4.630k	50 ^{注1}	A1A	21M	10	4HA
7M	100 ^{注1/注3}	3HA	7M	50 ^{注1}	3HA	24M	10	4HA
10M	100 ^{注1/注3}	2HC	18M	50 ^{注1}	3HA	28M	10	4VA
14M	100 ^{注1/注3}	2HA	21M	50 ^{注1}	3HA	50M	20	4VA
18M	100 ^{注1/注3}	3HA	24M	50 ^{注1}	3HA	144M	20	4VA
21M	100 ^{注1/注3}	3HA	28M	50 ^{注1}	3VA	430M	20	4VA
24M	100 ^{注1/注3}	3HA	50M	50 ^{注1}	3VA			
28M	100 ^{注1/注3}	3VA	144M	50 ^{注2}	3VA			
50M	100 ^{注1/注3}	3VA	430M	20	3VA			
144M	50 ^{注2}	3VA						
430M	20	3VA						

第2級アマチュア無線技士以上のかたが申請する場合 第3級アマチュア無線技士のかたが申請する場合 第4級アマチュア無線技士のかたが申請する場合

注1.IC-706MKIIGSで申請するときは、10Wと記入してください。 電波の型式は、一括記載コードで記入できます。
 注2.IC-706MKIIGSで申請するときは、20Wと記入してください。 一括記載コードの中に、希望する電波型式が無い場合は、
 注3.IC-706MKIIGMで申請するときは、50Wと記入してください。 個々に新電波型式で記入してください。

●IC-706MKIIGの場合 ●IC-706MKIIGMの場合 ●IC-706MKIIGSの場合

22 工事設計	第1送信機	第2送信機	第3送信機
変更の種類	取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去 変更	取替 増設 撤去 変更
技術基準適合証明番号	技適番号を記入	技適番号を記入	技適番号を記入
発射可能な電波の型式、周波数の範囲	A1A 1.9MHz帯	A1A ^{注4} 1.9MHz帯 ^{注4}	A1A ^{注4} 1.9MHz帯 ^{注4}
	A1A,A3E,J3E,F1B 3.5MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 3.5MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 3.5MHz帯
	A1A,A3E,J3E 3.8MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E 3.8MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E 3.8MHz帯
	(A1A,J3E 3,747~3,754kHz)	(A1A ^{注4} ,J3E 3,747~3,754kHz)	(A1A ^{注4} ,J3E 3,747~3,754kHz)
	A1A 4,630kHz	A1A ^{注4} 4,630kHz ^{注4}	A1A ^{注4} 4,630kHz ^{注4}
	A1A,A3E,J3E,F1B 7MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 7MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 7MHz帯
	A1A,F1B 10MHz帯	A1A ^{注4} ,F1B 10MHz帯 ^{注5}	A1A ^{注4} ,F1B 10MHz帯 ^{注5}
	A1A,A3E,J3E,F1B 14MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 14MHz帯 ^{注5}	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 14MHz帯 ^{注5}
	A1A,A3E,J3E,F1B 18MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 18MHz帯 ^{注4}	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 18MHz帯 ^{注4}
	A1A,A3E,J3E,F1B 21MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 21MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 21MHz帯
A1A,A3E,J3E,F1B 24MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 24MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F1B 24MHz帯	
A1A,A3E,J3E,F3E,F1B 28MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F1B 28MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F1B 28MHz帯	
A1A,A3E,J3E,F3E,F2D 50MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 50MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 50MHz帯	
A1A,A3E,J3E,F3E,F2D 144MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 144MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 144MHz帯	
A1A,A3E,J3E,F3E,F2D 430MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 430MHz帯	A1A ^{注4} ,A3E,J3E,F3E,F2D 430MHz帯	
変調の方式	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調	A3E 低電力変調 J3E 平衡変調 F3E リアクトランス変調
定格出力	1.9~28/50MHz帯 100W 144MHz帯 50W 430MHz帯 20W	1.9~28MHz帯 50W 50/144MHz帯 50W 430MHz帯 20W	1.9~28MHz帯 10W 50/144MHz帯 20W 430MHz帯 20W
終段管	名称個数	HF/50MHz RD70HVF1×2 144/430MHz RD70HVF1	HF/50MHz RD70HVF1×2 144/430MHz RD70HVF1
	電圧	HF/50MHz 13.1V 144/430MHz 13.6V	HF/50MHz 13.3V 144/430MHz 13.4V
送信空中線の型式	← 電波法第3章に規定する条件に合致している		
その他の工事設計	電波法第3章に規定する条件に合致している		添付図面 <input checked="" type="checkbox"/> 送信機系統図

本機に、技適証明マークと技適証明番号が印刷されたシールを貼っています。その番号を記入してください。必ず、申請に使用するトランスバー本体をご確認ください。

「技術基準適合証明番号」を記入しているときは、記入する必要はありません。付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社の保証を受ける必要があります。したがって、網掛け部分に発射可能な電波型式などを追記し、お使いになる装置を含めた送信系統図を添付して申請してください。

使用するアンテナの型式を記入してください。

※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

注4.第4級アマチュア無線技士のかたは削除してください。
 注5.第3級、第4級アマチュア無線技士のかたは削除してください。

■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。
 〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部
 電話番号：03-5976-6411

■旧電波型式の"F1"および"F2"について

旧電波型式表示の"F1"には、RTTY、パケットやPSKなどを使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、RTTYは"F1B"、PSK31などは"G1B"、パケットはFSKの場合"F1D"、PSKの場合は"G1D"と細分化されています。また旧電波型式表示の"F2"には、CW、RTTY、パケットなどのトーン信号を使用した通信が含まれていましたが、新電波型式表示ではこれらが区別され、CWは"F2A"、RTTYは"F2B"、パケットは"F2D"と細分化されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいませようお願いいたします。

アイコムホームページ <http://www.icom.co.jp>
 JARLホームページ <http://www.jarl.or.jp>

アイコム株式会社

本社	547-0003 大阪市平野区加美南1-1-32	TEL 011-820-3888	大阪営業所	547-0004 大阪市平野区加美南1-6-19	TEL 06-6793-0331
北海道営業所	003-0806 札幌市白石区菊水6条2-2-7	TEL 011-820-3888	広島営業所	733-0842 広島市西区井口3-1-1	TEL 082-501-4321
仙台営業所	983-0857 仙台市宮城野区東十番丁54-1	TEL 022-298-6211	四国営業所	760-0071 高松市藤塚町3-19-43	TEL 087-835-3723
東京営業所	108-0022 東京都港区海岸3-3-18	TEL 03-3455-0331	九州営業所	815-0032 福岡市南区塩原4-5-48	TEL 092-541-0211
名古屋営業所	468-0066 名古屋市中白区元八事3-249	TEL 052-832-2525			

高品質がテーマです。

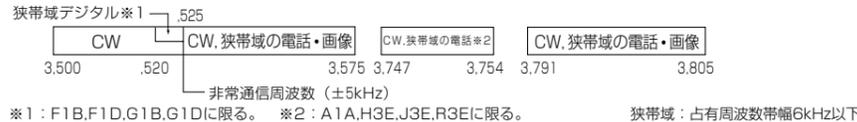
■バンドの使用区分について

電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。
 なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。
 最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。

1.9MHz帯 周波数: kHz

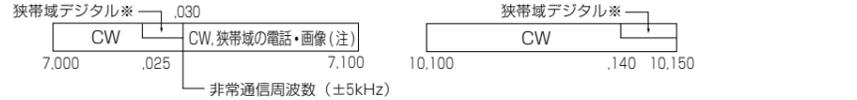


3.5/3.8MHz帯 周波数: kHz



※1: F1B,F1D,G1B,G1Dに限る。 ※2: A1A,H3E,J3E,R3Eに限る。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下

7/10MHz帯 周波数: kHz



※F1B,F1D,G1B,G1Dに限る。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下
 【注】7.030kHzから7.045kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域デジタル電波による通信にも使用することができる。

14/18MHz帯 周波数: kHz



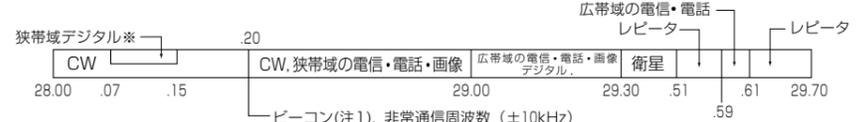
※F1B,F1D,G1B,G1Dに限る。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下
 【注】14.100kHzと18.110kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。

21/24MHz帯 周波数: kHz



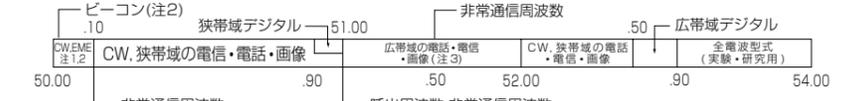
※F1B,F1D,G1B,G1Dに限る。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下
 【注】21.150kHzと24.930kHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。

28MHz帯 周波数: MHz



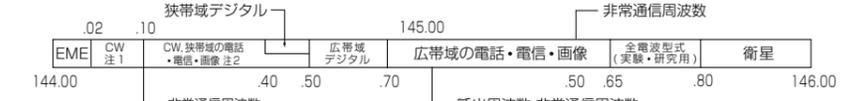
※A2A,A2B,A2D,F1B,F1D,G1B,G1Dに限る。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域: 6kHz以上
 【注1】28.20MHzの周波数は、JARLが国際的な標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
 【注2】29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との狭帯域の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。

50MHz帯 周波数: MHz



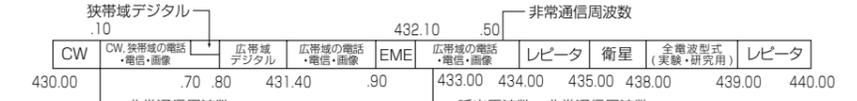
【注1】外国のアマチュア局と通信を行う場合に限り、RTTY及びデータ伝送も行うことができる。
 【注2】50.01MHzの周波数は、JARLが標識信号(ビーコン)を送信する場合に限る。
 【注3】51.00MHzから51.50MHzまでの周波数で、外国のアマチュア局と通信を行う場合は、狭帯域の電話・電信・画像及びCWによる通信にも使用することができる。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域: 6kHz以上

144MHz帯 周波数: MHz



【注1】144.02MHzから144.10MHzまでの周波数は、月面反射通信にも使用できる。この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz以下のものに限る。
 【注2】144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話・電信及び画像通信にも使用することができる。 狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域: 6kHz以上

430MHz帯 周波数: MHz



狭帯域: 占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域: 6kHz以上

■送信系統図

